

# 児童虐待 対応マニュアル

第5版

仙台市

# も く じ

## I 児童虐待についての基本的理解

### 1 児童虐待とは…………… 1

- (1)児童虐待の捉え方
- (2)虐待の種類
- (3)児童虐待と法律の整備

【参考】 マルトリートメント

### 2 児童虐待の現状…………… 7

- (1)虐待相談件数の推移
- (2)要保護児童台帳の作成
- (3)どのような時に発見されるか
- (4)対応の視点と難しさ
- (5)虐待を受けた子どもへの影響
- (6)児童虐待とDV（ドメスティック・バイオレンス）

### 3 なぜ虐待が起こるのか…………… 10

## II 虐待の発見から援助まで

### 1 発見から援助まで…………… 11

- (1)虐待のサイン

【参考】 児童虐待を発見する上で  
有用な身体医学的知識

- (2)初期対応のポイント
- (3)援助のポイント
- 緊急度・深刻度の判断指針
- (4)発見から援助までの流れ
- (5)協力体制と各機関の役割一覧

### 2 それぞれの立場での発見から援助まで… 23

- (1)保育所・地域型保育事業・幼稚園・  
認定こども園…………… 23
- (2)学校…………… 27
- (3)児童館・児童センター…………… 31
- (4)医療機関…………… 34
- (5)精神保健福祉総合センター…………… 38  
(はあとぽーと仙台)

- (6)発達相談支援センター（アーチル）…………… 41
  - (7)こども若者相談支援センター…………… 44
  - (8)民生委員児童委員・主任児童委員…………… 47
  - (9)NPO法人・民間団体等…………… 50
  - (10)区役所・宮城総合支所…………… 54  
(子ども家庭応援センター)
  - (11)秋保総合支所…………… 59
  - (12)児童相談所…………… 62
- 【参考】 ヤングケアラー／子どもアドボカシー

## III 虐待の再発防止と予防に向けて

- 1 関係機関相互のネットワークづくり…………… 67  
(仙台市要保護児童対策地域協議会)
- 2 虐待を受けた子どもへの援助…………… 69
- 3 保護者への援助…………… 69
- 4 特定妊婦への支援…………… 70
- 5 予防と啓発…………… 72
- (1)予防に向けた取り組み
- (2)啓発・研修

### 【資料編】…………… 74

- 仙台市児童虐待通告票（関係機関用）…………… 75
- 要保護児童通告受付票…………… 77
- 虐待通告受付票…………… 79
- 関係機関業務内容…………… 80
- 仙台市の子育て支援事業…………… 83
- 相談窓口・関係機関等一覧（仙台市内）…………… 84
- 児童福祉法（抄）…………… 87
- 児童虐待の防止等に関する法律（抄）…………… 93

# I

## 児童虐待についての基本的理解

### 1 児童虐待とは

#### (1) 児童虐待の捉え方

1962年、アメリカの小児科医C・ヘンリー・ケンブ博士は小児の身体に普通では見られない外傷が多数繰り返して見られることを「被虐待児症候群」(battered child syndrome: 殴打された子どもの症候群)という言葉で表しました。この言葉は社会で広く使われ、その後、ケンブ博士と共同研究者たちの研究は、児童虐待の問題に対して、多くの人々の意識を高めることとなりました。

医学的研究の貢献が高く評価される一方で、他の分野の専門家たちは、虐待の問題に対しては、医学的観点からのアプローチだけでは狭すぎるという考えを持つようになりました。すなわち、個々の親の人格や親と子どもの関わり方に焦点を当てるだけでなく、経済的な困窮や地域に援助してくれる人がいない等といった社会資源の乏しさなどの社会的要因にも注目しました。そして、様々な要因が親に重くのしかかり、虐待を引き起こしていると考えられるようになりました。これらのことから、現在は児童虐待とは多面的な問題であると捉えられています。

平成12年5月に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、この法律で「児童虐待」は、\*保護者が\*児童(子ども)に対し、次の4つの行為をすることと定義されています。

- ①身体的虐待、 ②性的虐待、 ③保護の怠惰・拒否(ネグレクト)、 ④心理的虐待

\*保護者 = 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者。なお、親権者や未成年後見人ではなくとも、例えば、子どもの母親と内縁関係にある者も、子どもを現実に監護、保護している場合には保護者に該当する

\*児童 = 18歳に満たない者

児童虐待について考える時に大切なことは、**児童虐待は、保護者の考え方や意図で判断するのではなく、子どもの視点、子ども自身が苦痛を感じているかどうかといった視点から判断されるべきものである**ということです。



保護者の意図とは無関係に、  
子どもにとって有害な行為は虐待です。

## (2) 虐待の種類

### ◆身体的虐待

#### 児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること

生命の危険や健康を損なう身体的暴力のことをいいます。

- 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷
- 首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、溺れさせる、冬戸外に締め込め など

### ◆性的虐待

#### 児童にわいせつな行為をすること

#### 又は児童をしてわいせつな行為をさせること

子どもに対して性的行動をしかけることをいいます。

- 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆
- 性器や性交を見せる、性器を触る又は触らせる、わいせつ写真の被写体にする など

### ◆保護の怠慢・拒否（ネグレクト）

#### 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、

#### 保護者以外の者による児童虐待と同様の行為の放置

#### その他の保護者としての監護を著しく怠けること

保護の怠慢や拒否により子どもの健康状態や安全を損なう行為をいいます。

- 子どもの健康・安全への配慮を怠っている
  - 家に閉じこめる（子どもの意思に反して学校等に登校させない）
  - 病気になっても病院に連れて行かない
  - 乳幼児を家に残したまま度々外出する
  - 乳幼児を車の中に放置する など
- 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）
- 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢
  - 適切な食事を与えない
  - 下着など長期間ひどく不潔なままにする
  - 極端に不潔な環境の中で生活をさせる など
- 子どもを遺棄する
- 同居人が虐待行為を行っていても放置する など

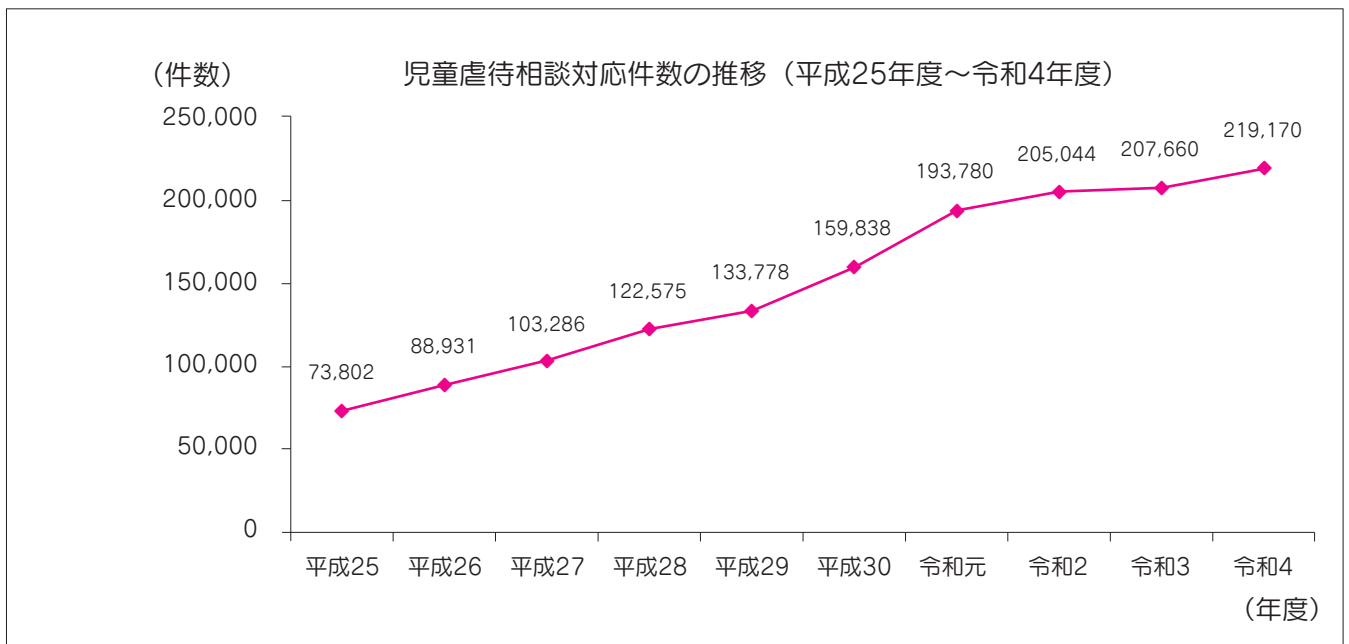
## ◇心理的虐待

**児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、  
児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力  
その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと**

子どもの心を深く傷つける言動をいいます。

- ことばによる脅かし、脅迫など
- 子どもを無視する、拒否的な態度を示すことなど
- 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う
- 子どもの自尊心を傷つけるような言動など
- 他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする
- 子どもの前で配偶者やその他の家族に対し暴力をふるう など

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数（※）の推移（平成25年度～令和4年度）



（出典：こども家庭庁発表資料「令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数（速報値）」）

※相談対応件数とは、児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数

○近年の主な増加要因

- 心理的虐待に係る相談対応件数の増加
- 警察等からの通告の増加
- 関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度の高まりにより、関係機関からの通告が増加

### (3) 児童虐待と法律の整備

平成 12 年 11 月に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されましたが、その後も重大な虐待事例が後を絶たないことから、児童虐待の早期発見と早期対応、保護、支援等の機能強化を図るために、その後も法改正が行われました。最近では、令和 4 年度に法改正がなされています。

#### <これまでの児童虐待防止対策の経緯>

##### 平成 12 年 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の成立（平成 12 年 11 月施行）

- ・ 児童虐待の定義（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）
- ・ 住民の通告義務 等

##### 平成 16 年 児童虐待防止法・児童福祉法の改正（平成 16 年 10 月以降順次施行）

- ・ 児童虐待の定義の見直し（同居人による虐待を放置すること等も対象）
- ・ 通告義務の範囲の拡大（虐待を受けたと思われる場合も対象）
- ・ 市町村の役割の明確化（相談対応を明確化し虐待通告先に追加）
- ・ 要保護児童対策地域協議会の法定化 等

##### 平成 19 年 児童虐待防止法・児童福祉法の改正（平成 20 年 4 月施行）

- ・ 児童の安全確認等のための立入調査等の強化
- ・ 保護者の面会・通信等の制限の強化
- ・ 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 等

##### 平成 20 年 児童福祉法の改正（平成 21 年 4 月施行）

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化
- ・ 要保護児童対策地域協議会の機能強化
- ・ 里親制度の改正等家庭的養護の拡充 等

##### 平成 23 年 児童福祉法の改正（平成 24 年 4 月施行）

- ・ 親権停止及び管理権喪失の審判等について児童相談所長の請求権付与
- ・ 施設長が児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる場合には親権者等はその措置を不当に妨げてはならないことの法定化
- ・ 里親委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合の児童相談所長の親権代行の法定化 等

##### 平成 28 年 児童福祉法・児童虐待防止法等の改正（一部を除き平成 29 年 4 月施行）

- ・ 児童の福祉を保证するための原理（児童が権利の主体であること等）の明確化
- ・ しつけを名目とした児童虐待の防止の明文化
- ・ 「子育て世代包括支援センター」及び「市町村における支援拠点（子ども家庭総合支援拠点）」設置の努力義務化
- ・ 要保護児童対策地域協議会の調整機関への専門職の配置の法定化
- ・ 児童相談所の体制強化・権限強化
- ・ 里親委託等の推進、被虐待児童で 18 歳以上の者に対する支援の継続 等

**平成 29 年 児童福祉法・児童虐待防止法等の改正（平成 30 年 4 月施行）**

- ・ 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与
- ・ 家庭裁判所による一時保護の審査の導入
- ・ 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大 等

**令和元年 児童福祉法・児童虐待防止法等の改正（一部を除き令和 2 年 4 月施行）**

- ・ 親権者等による児童のしつけに際しての体罰の禁止の明文化
- ・ 児童相談所の体制強化、設置促進
- ・ 要保護児童対策地域協議会から関係機関への情報提供の求めへの応答の努力義務化
- ・ 児童が転居する場合の児童相談所間の情報提供の明確化 等

**<令和 4 年 児童福祉法・児童虐待防止法等の改正（一部を除き令和 6 年 4 月施行）>**

**○子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充**

- ・ 全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」設置
- ・ 子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業等の新設及び子育て短期支援事業等の拡充

**○一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上**

- ・ 一時保護所の設備・運営基準の策定、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ
- ・ 妊産婦等生活援助事業の新設

**○社会的養育経験者等に対する自立支援の強化**

- ・ 児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業の新設

**○児童の意見聴取等の仕組みの整備**

- ・ 子どもの権利擁護に係る環境整備
- ・ 里親委託、施設入所等の措置、一時保護の決定時等における子どもの意見聴取の実施

**○一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入**

- ・ 親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から 7 日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続の創設

**○子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上**

- ・ 一定の実務経験のある有資格者や現任者向けの認定資格の導入

**○児童をわいせつ行為から守る環境整備**

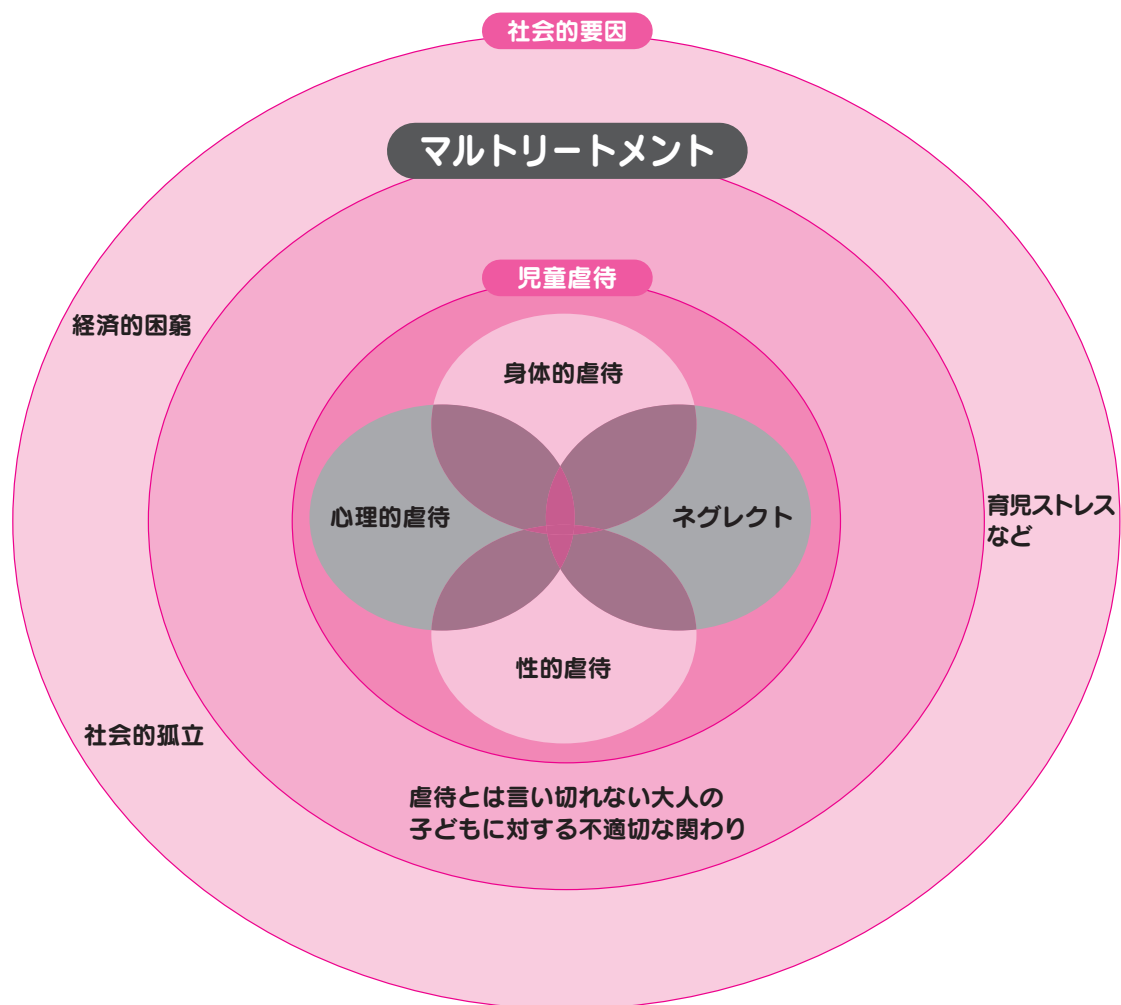
- ・ 児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表及び共有 等

## マルトリートメント

「虐待」より広い概念として、「マルトリートメント」という言葉があり、「大人の子どもに対する不適切な関わり」を意味しています。

マルトリートメントは、前述の虐待の4つの定義を表すだけでなく、保護者に限らない、例えばきょうだいや他の大人が、殴ったり蹴ったりするような「不適切な関わり」をすることにより「明らかに危険が予測されたり、子どもが苦痛を受けたり、明らかな心身の問題が生じているような状態になること」まで含めて考えられています。

虐待の問題を考える場合、こうした「不適切な関わり」にも注意を払いながら取り組むことが大切です。





## 2 児童虐待の現状

### (1) 虐待相談件数の推移

児童相談所や区役所・宮城総合支所で扱う児童虐待相談件数は近年増加しています。

#### ◇虐待相談件数の推移（児童相談所に寄せられた相談件数）

相談種別	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
身体的虐待	213	206	250	303	364	521	500
ネグレクト	143	147	229	178	180	267	271
性的虐待	3	6	9	11	4	14	15
心理的虐待	384	338	430	610	705	931	865
合 計	743	697	918	1,102	1,253	1,733	1,651

（出典：仙台市児童相談所「令和5年度事業概要」）

相談件数が増加している原因として、マスコミ報道等による児童虐待に対する社会的関心の高まり、関係者の意識の高まりなどがありますが、核家族化の進展に伴う家庭の孤立化などの社会環境の変化も一因と考えられます。虐待まではいかないものの子育てや子どものしつけなどで悩む保護者からの相談も増加の傾向にあります。

### (2) 要保護児童台帳の作成

仙台市では平成 20 年に要保護児童対策地域協議会を設置。虐待通告のあったもの等のうち、虐待内容や緊急度・深刻度の判断において、深刻度が高いと判断された事例（A～Cランク該当）及び特に必要と認められる事例について（P.20 参照）台帳を作成し、定期的に状況確認を行うとともに、実務者会議の資料として活用を図っています。

令和5年1月末現在の台帳作成状況は下表のとおりです。

台帳登録件数		571
性 別	男	293
	女	278
区 分	未 就 学 児	362
	小 学 校	166
	中 学 校	39
	高 校	3
	その他（中学卒業後の進学実績なし）	1
虐待の種類	身体的虐待	112
	ネグレクト	315
	心理的虐待	138
	性的虐待	6

### (3) どのような時に発見されるか

児童虐待の場合、子どもが自ら相談に来る場合は少なく、特に低年齢層の子どもについてはほとんどありません。

仙台市では警察からの\*通告が最も多く、次いで「夜中に子どもが大泣きしている」「子どもが外に出されている」「親が子どもを大声で叱る声が毎日聞こえる」など、虐待が疑われる家庭の近隣住民や知人からの通告が多くなっています。また虐待をしている人以外の家族のほか、学校や保育所、幼稚園など子どもが日常を過ごす場所から、「子どもがケガをして登園している」「親が子どもをたたく場面をよく見る」「子どもが家に帰りがらない」など、子どもや保護者の様子から虐待を疑って、通告する例も多くみられます。

\*通告＝児童虐待防止法第6条により、虐待（又は疑いがある）を発見した者が、福祉事務所又は児童相談所にその事実を知らせること



**児童虐待はいつでもどこでも  
起こる可能性があります。**

◇虐待相談経路別受付状況（児童相談所に寄せられた相談件数）

相談経路	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童相談所	29	23	30	26	24	50	35
福祉事務所・児童委員	10	15	29	29	29	69	49
警察	405	309	355	508	661	808	795
保健所・医療機関	17	16	17	9	14	11	19
幼稚園・学校・教育委員会	62	98	169	153	160	244	225
保育所・認定こども園・児童館等	17	28	34	54	44	47	56
家族・親戚	42	14	49	46	60	130	173
近隣・知人	146	169	209	246	218	325	227
児童本人	0	2	8	5	8	16	36
その他	15	23	18	26	35	33	36
合計	743	697	918	1,102	1,253	1,733	1,651

（出典：仙台市児童相談所「令和5年度事業概要」）

### (4) 対応の視点と難しさ

虐待を発見した場合に、どのように対応したらよいかは、虐待についての知識の有無に関わらず、とても難しい問題です。通常は子ども自身や保護者の要因だけでなく、さらに、その背景に様々な問題を抱えている場合が多く、その対応には関係機関との連携が必要となります。

虐待を受けている子どもと保護者はお互いに他人を信頼する気持ちが弱く、人間関係を自ら壊す場合も多く見られます。子どもと保護者がお互いに心に傷を持つ存在であることを理解したうえで、悩みを受け止める姿勢で対応することが大切です。

## (5) 虐待を受けた子どもへの影響

虐待を受けた子どもへの影響として、次のような様々なものがあります。また、虐待が長期に及んだ場合、これらの深刻な影響は成人後まで残り、虐待を受けて育った保護者が、自分の子どもに虐待を繰り返すことも、かなりの割合で起きています。

- 暴力による直接的な身体的外傷、後遺症
- 暴力を受けた体験から派生する様々な情緒的、精神的な問題
- 発育障害や発達遅滞
- 安定した愛着関係を経験できないことによる対人関係の問題（暴力、ひきこもりなど）
- 自尊心の低下 など

## (6) 児童虐待とDV（ドメスティック・バイオレンス）

DV が起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があります。子ども自身が直接暴力を受けている場合は当然ですが、子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと（面前DV）は、子どもへの心理的虐待にあたります。

また、DV 被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を制止することができなくなる場合があります。

DV は、子どもの成長にとって大切な安全・安心を根底から壊してしまいます。そして、子どもの心や身体に様々な影響を与えられています。

## 3 なぜ虐待が起こるのか

### (1) 保護者自身の要因

保護者自身が幼児期に虐待を受けて育った場合、子どもへの接し方が分からず、人を信頼することもできないなど、安定した人間関係を保てなくなり、このことが虐待へとつながっていきます。

また、自分の親から得られなかった愛情を子どもに求め親子の役割が逆転する場合や、産後うつなど保護者に精神的な問題があり、適切な医療的ケアを受けていない場合などに安定した人間関係が築けず、そのことが虐待の要因になることもあります。

### (2) 家庭生活の要因

経済的な困窮や夫婦の不仲などで家族関係が不安定な状況にあり、家庭内のストレスが解消できず、保護者の精神的安定を保つことが難しい場合、また、保護者の年齢が若くて保護者としての自信や自覚が十分に持てなかったり、育児知識が乏しい時に、子育てに大きなストレスを感じる場合など、このような状況が虐待のきっかけとなります。

### (3) 社会環境の要因

核家族化の進行に伴い、親族関係が希薄になりがちです。近隣住民とのつながりも弱く、子育てについて誰にも相談できずに孤立してしまうことが多く、そのことが保護者のストレスを増加させ虐待を引き起こす要因となります。

### (4) 子ども自身の要因

保護者が子どもを「手のかかる子」「育てにくい子」と感じてしまうと、子どもに対し否定的な感情を持ってしまいます。例えば、慢性疾患や障害のある子どもに対して愛情を持たなくなり、子どもに拒否的な態度をとり、やがて虐待へとつながることもあります。

### (5) 多面的要因

虐待は、上記の4つの要因のうちどれか一つだけが原因で起こるものではなく、これらの要因が複雑に絡み合って起こります。一つの家族が抱える問題は複雑多岐であり、家族が持つ問題解決能力を超えている場合が多いのです。